

次期教育大綱の策定方針について

1. 教育大綱及び総合計画、教育振興基本計画

(1) 教育大綱

- ・教育大綱は、地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画の基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項)
- ・策定主体：市長

(2) 総合計画

- ・将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想基本計画及び実施計画からなるもの。(鹿児島市総合計画策定条例第2条第2号)
- ・また、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、各分野の個別計画や施策は、この計画に即して策定・展開される。
- ・策定主体：市長

(3) 鹿児島市教育振興基本計画

- ・鹿児島市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、教育分野における本市の目指すべき姿と進むべき方向性を定め、中長期的視点に立った本市の教育に対する考え方や事業の進め方などを市民に明らかにするため策定するもの。(教育基本法第17条第2項)
- ・策定主体：地方公共団体（教育委員会）

2. 本市の教育施策に関する計画等の期間及び方向性

- ・教育大綱、及び総合計画の個別計画である教育振興基本計画はともに今年度が最終年度
- ・同じく教育振興に関する施策の方向性等を盛り込んだものであり、策定期間（令和3年度）、開始時期（令和4年度）がともに同じとなる、第六次総合計画及び第二次教育振興基本計画と次期教育大綱は、整合性の観点から、方向性が同一である必要がある。

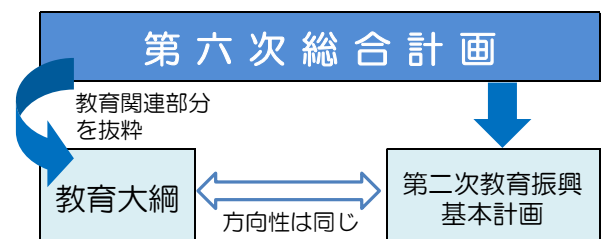
	～H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
総合計画 (H24～R3)	前期			後期						六次総
教育振興計画 (H23～R3)	●改訂									第二次計画
地方創生 総合戦略 (H27～)							2年延長		第2期戦略	
教育大綱 (H28～)						●改訂		2年延長		次期大綱

3. 次期教育大綱の策定方針（案）

- ・第六次鹿児島市総合計画のうち、基本目標・基本施策の教育に関連する部分を抜粋して大綱を策定する。

<第六次総合計画を大綱のベースとする理由>

- ・総合計画は、市政の最上位計画として市長が定めるものであり、教育委員会も含め、全庁体制で策定し、議会や市民、総合教育会議における意見も踏まえて策定を進めているものである。



第六次総合計画

<基本構想(案)>

基本目標
豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち 【子ども・文教 政策】
市民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる支援を充実するとともに、未来の力となる子どもたちの明るく健やかな成長を支え、安心して子どもを生み育てられるまちづくりを進めます。
子どもたちが夢と希望を持って、限らない可能性に挑戦できるよう、学校・家庭・地域・事業者などが連携・協働しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を進めます。
誰もが、生涯にわたって学び続けることができる環境を整えるほか、文化芸術や歴史に親しむことのできる市民文化を創造します。

<前期基本計画(案)>

基本目標別計画【子ども・文教 政策】
5-1 少子化対策・子育て支援の推進
5-2 子どもの健やかな成長への支援
5-3 学校教育の充実
<施策の目標>
夢と志を持ち可能性に挑戦する児童生徒を育む教育を目指します！
■基本的方向
規範意識や他者の生命を尊重する心、困難を乗り越えながら物事を成し遂げる力、自ら考え判断し行動する力等の育成に取り組みます。
Ⅰ
技術革新が一層進展し、変化の激しい社会で児童生徒が成長していくために、ICTの利活用やキャリア教育の充実、市立高等学校の振興を図るなど、個性と能力を伸ばす教育を推進します。
Ⅱ
運動・スポーツに親しむ機会の充実、健康的なライフスタイルの確立に向けた支援、安全教育・防災教育の充実に取り組みます。
Ⅲ
地域と連携・協働しながら、学校運営を継続的に改善するとともに、教職員研修の充実を図ります。
Ⅳ
教育施設の整備や教育費の負担軽減、関連団体との連携を含めた教育環境の充実を図ります。
Ⅴ
5-4 生涯学習の充実
<施策の目標>
市民が生涯を通じて学び、活躍できるまちを創ります！
■基本的方向
ニーズに応じた多様な学習機会の提供や学習成果の活用を図り、家庭や地域の教育力の向上に取り組みます。
Ⅰ
生涯学習関連施設の整備、広報機能や相談体制の充実に取り組みます。
Ⅱ
5-5 市民文化の創造
<施策の目標>
心を潤し、まちに活力をもたらす市民文化の創造を目指します！
■基本的方向
文化芸術に触れ親しむ機会の充実と人材の育成、多彩な活動の支援・情報発信に取り組みます。
Ⅰ
文化財の適切な管理保全を行いながら、地域の歴史・文化資源を再評価・再発見できるよう、理解増進や魅力発信に取り組みます。
Ⅱ

教育大綱